平成２４年（フ）第９０５号
札幌市東区北18条東10丁目５番16号
破産者　谷　　慎治
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４３号
埼玉県越谷市大字上間久里411番地２、破産開始決定時の住所埼玉県越谷市大字下間久里554番地７
破産者　中山芙美子
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５１９号
群馬県館林市小桑原町1270番地の２ハイツ明和102―203、破産手続開始時の住所埼玉県八潮市大字南後谷257番地１
破産者　勢司　由夫
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５８０号
埼玉県春日部市谷原２丁目12番地13、旧住所埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原782番地24
破産者　金塚　康弘
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
埼玉県春日部市米島140番地　ショコラヒルズＡ102
破産者　倉林　直樹
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
埼玉県草加市谷塚町828番地３　日芳マンション201号
破産者　東野　良治
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
埼玉県草加市住吉２丁目５番９号　帝都自動車交通草加寮202号
破産者　星子　俊男
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１３８８号
広島市東区矢賀３丁目12番５号
破産者　横山慎太郎
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
広島市佐伯区薬師が丘４丁目16番28号
破産者　高橋　昌也
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８０１号
福岡市博多区美野島２丁目25番８号、前住所福岡市東区多の津５丁目５番８―205号
破産者　岡　　光明
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３６号
福岡市東区香椎１丁目５番３―402号
破産者　岩崎　博之
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第６６１号
大分市大字横尾3937番地の６　第２コーポ石田203、開始決定時の住所大分市大字国分1973番地の12
破産者　龍現寺成明
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
福島県郡山市田村町上行合字艮耕地79番地
破産者　遠藤　　章
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
群馬県高崎市中居町４丁目23―20　エスカペード102号、申立時の住所群馬県邑楽郡大泉町朝日３丁目４番３号
破産者　和装えいずみこと　江泉　和子
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３０号
群馬県太田市龍舞町1948―１　プリマクラッセ202号、住民票上の住所群馬県太田市藤久良町52番地１
破産者　黒岩　　俊
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１９４１号
横浜市戸塚区戸塚町1905番地56
破産者　小田　　徹
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６９号
横浜市都筑区東方町1199番地
破産者　金子　　明
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２３号
横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目61番地の１
破産者　宗村　義治
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部